

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、溶接工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、業務中の災害（以下「本件災害」という。）により「右膝関節内側半月板損傷、右膝関節内側側副靭帯損傷、右膝挫傷」（以下「原傷病」という。）を負い、C病院、D病院で療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、平成〇年〇月〇日付けで同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の決定をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「右変形性膝関節症」と診断され、監督署長はこれを再発と認め、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒となった。

さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し「変形性頸椎症」と診断され、また、同年〇月〇日、G医療センターに受診し「神経因性膀胱、脊髄損傷」（以下、「変形性頸椎症」と併せて「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は原傷病が再発したものであるとして、監督署長に対し、

療養補償給付を請求したところ、監督署長は、再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、負傷年月日及び管轄の労働基準監督署を異にする別災害の残存障害により、障害等級第7級の障害補償年金を受給している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間療養した本件傷病の「変形性頸椎症」、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間療養した本件傷病の「神経因性膀胱、脊髄損傷」が、本件災害の際に頸椎も痛めたことを原因とする再発である旨主張していることから、以下検討する。

(2) 決定書理由に説示するように、労災保険法上、本件傷病が再発と認められるためには、旧傷病との間に医学上の相当因果関係が認められるものでなければならない。

この点、本件傷病により発現した症状については、決定書理由に説示しており、原傷病との間に、医学上の相当因果関係があるとは判断できない。

したがって、本件傷病が原傷病の再発であるとは認められない。

(3) 以上のように、本件傷病は原傷病の再発とは認められないが、請求人は、本

件災害により、頸椎を損傷したことが原因で本件傷病を発症したと主張している
るので、以下、検討する。

本件傷病について、H医師は、「神経因性膀胱の病態が不詳ですが、変形性
頸椎症により神経因性膀胱が発生する可能性はあります」と述べ、I医師は、
要旨、変形性頸椎症又は頸椎症性脊髄症は、過去の労災に起因する可能性は高
いと述べている。

しかしながら、請求人が本件傷病を発症したことについて、それが本件災害
に起因するとする客観的根拠は見いだすことができず、また、請求人が本件災
害により頸椎を負傷したとする事実も確認することはできない。

当審査会としては、上記に加え、仮に本件災害により頸椎を負傷したとして
も、その負傷と、負傷後〇年が経過した後に発症した本件傷病との間に相当因
果関係を認めることは医学的に困難であると思料する。

したがって、本件災害により頸椎を損傷したことが原因で本件傷病を発症し
たとの請求人の主張は採用することができない。

(4) なお、請求人及び再審査請求代理人のその余の主張についても子細に検討し
たが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のおりであるから、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められず、
監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であ
って、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。